

防 装 航 第 4 2 2 7 号
4 7 . 9 . 5
最終改正 防 装 庁（事）第 5 5 号
令 和 6 年 2 月 2 9 日

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長
航 空 幕 僚 長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長

事 務 次 官

納入予定航空機の試験飛行等の許可申請手続について（通達）

標記について、運輸省と調整の結果、下記のとおり実施することとしたので
通達する。

記

- 1 航空機製造請負契約又は売買契約に基づいて当省に納入される航空機につ
いては、契約相手方が、航空法（昭和27年法律第231号）第11条第1
項ただし書の規定に基づき、国土交通省地方航空局長に対し、社内試験飛行
及び受領試験飛行実施の許可申請を行うものとする。
- 2 前項の申請にあつては、別紙第1に定める者が証明する「航空機の安全
性に関する証明書」（別紙第2）を添付するものとする。

航空機の安全性に関する証明者の区分

態様		証明者	備考
大分類	中分類		
1 自衛隊型式証明等（注 1）を受ける型式の国産航空機	全ての航空機	ア 耐空性審査会の審査長（注 2） イ 監督官又は検査官（注 3）	
2 国内開発による国産航空機（前項に掲げるものを除く。）	(1) 防衛省の開発に係る航空機の初号機又はこれに準ずる号機	ア 審査主任 イ 監督官又は検査官（注 3）	
	(2) 前号に掲げる航空機と同型式の生産に係る航空機	監督官又は検査官（注 3）	
3 技術提携による国産航空機（1 の項に掲げるものを除く。）	全ての航空機	監督官又は検査官（注 3）	監督官又は検査官は、当該航空機に係る各自衛隊の技術審査の長に対し、安全性についての技術的事項の証明を求めることができる。
4 輸入による航空機	全ての航空機	外国政府等	

注 1 航空機の安全性の確保に関する訓令（平成 7 年防衛庁訓令第 3 2 号。以下「訓令」という。）第 1 1 条第 1 項の自衛隊型式証明、同条第 7 項の自衛隊制限付型式証明、第 1 2 条第 1 項の型式設計の変更の承認、第 1 3 条第 1 項の自衛隊追加型式証明、同条第 8 項の自衛隊追加型式証明を受けた設計の変更の承認、第 1 4 条第 1 項の自衛隊限定型式証明、同条第 7 項の自衛隊制限付限定型式証明又は同条第 9 項の限定的な型式設計に係る設計の変更の承認をいう。

注 2 訓令第 5 条第 3 項第 1 号の審査長をいう。

注 3 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 4 4 年防衛庁訓令第 2 7 号）第 4 条第 2 項の監督官又は検査官をいう。

航空機の安全性に関する証明書

航空機の型式又は機種
機番

上記の航空機は、防衛省が承認した下記の基準に基づき、※_____過程について※※_____した結果、その安全性を確認したので、試験飛行を実施しうるものと認める。

記

基準※※※_____

年 月 日

証明者 官職 氏 名

(凡例)

- ※ 設計、製造、改造等とする。
- ※※ 審査、監督、検査等とする。
- ※※※ 航空機の設計基準、型式仕様書、技術審査等の具体的名称とする。

(注)

輸入航空機の場合には、この様式に代えて輸出国の耐空性等に関する証明書を用いることができる。